

議案第 79 号

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例

小田原市尊徳記念館条例（昭和 62 年小田原市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に後段として次のように加える。

この場合において、減額後のこれらの額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 1 中	「	円 200	を	「	円 250	に改める。
		100			150	
		150			200	
		120			150	
		80			100	
	」			」		

別表第 2 中	「	円 1,000	円 1,400	円 1,200	円 2,900	円 3,100	円 4,500	を
		1,700	2,200	1,900	4,500	4,800	7,000	
		800	1,100	1,000	2,300	2,500	3,700	
		400	500	500	1,000	1,100	1,600	
		200	300	300	600	600	900	
		1 人 1 泊につき 2,000 円						」

	「	円 1,200	円 1,600	円 1,400	円 3,200	円 3,500	円 5,100	に改め、同表備
		2,000	2,600	2,200	5,300	5,500	8,300	
		950	1,300	1,200	2,600	2,800	4,100	
		450	600	600	1,200	1,300	1,900	
		250	350	350	650	800	1,100	
		1 人 1 泊につき 2,400 円						」

考 1 中「得た額」の次に「（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨て

た額)」を加える。

別表第3中	円	円	円	円	円	円	を
	1,000	1,400	1,200	2,700	2,900	4,200	
	400	500	500	1,000	1,100	1,600	
	200	300	300	700	700	1,100	」

円	円	円	円	円	円	に改める。
1,200	1,600	1,400	3,200	3,500	5,100	
450	600	600	1,200	1,300	1,900	
250	350	350	650	800	1,100	」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条、別表第2及び別表第3の規定は、令和9年4月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

受益と負担の適正化の観点から尊徳記念館の観覧料及び使用料の額を引き上げる等のため提案するものであります。